

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「NHK名古屋放送局の契約・収納委託先法人の社長が共謀しNHK集金名簿を悪用し、名古屋市中区と春日井市の高齢女性がキャッシュカードや現金を窃盗された事件及び受信契約者の個人情報漏えいしている件について下記文書（電磁的記録を含む）の開示を求める。（備え置き公開文書とHP公開情報を除く）」として、

「③本件に関してNHKと（財）放送セキュリティセンター（SARC）との間で報告等やりとりした文書」に係る文書の開示の求めがあった。

この求めに対してNHKは、該当する文書として、一般財団法人放送セキュリティセンター（SARC）への報告文書「個人データの漏えい等事案の報告（様式第2号）」の令和元年11月6日付、同年11月12日付、同年11月22日付の3文書を開示した。

ただし、その記載内容のうち、「担当部署名の一部」と連絡先、および「報告項目」のうち、②事案の概要の一部、⑥発生原因の一部、⑦二次被害（そのおそれを含む。）の有無（被害がある場合はその内容）の一部、⑨本人への対応等、⑩再発防止策等の一部、⑪その他の一部については、開示することにより、NHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号に該当し、また、「担当者名」は、個人に関する情報であるため、規程第8条1項3号に該当し、開示することができないとした。

これに対して視聴者から、再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書は、NHKがその対象事業者となっている一般財団法人放送セキュリティセンター（SARC）へ報告した個人データの漏えい等事案の報告書であって、開示することにより、NHKの危機管理事案への対処の詳細が明らかとなり、NHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、また、担当者名は開示することにより、特定のNHK職員が明らかとなり、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、規程第8条1項1号および3号に該当し、いずれも開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討が求められたのは、NHKの危機管理事案への対処の詳細を記述した報告書の一部であって、開示することにより、NHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、また、担当者名は、個人に関する情報であって、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、規程第8条1項1号および3号に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

2020年6月 4日 (第284回審議委員会)	第813号	諮問、審議
6月18日 (第285回審議委員会)		審議
7月13日 (第286回審議委員会)		審議
7月21日 (第288回審議委員会)		審議、答申